

## 第Ⅳ章 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本章では、教育・保育及び地域こども・子育て支援事業について、5年間の「見込量」（利用ニーズ量）及び「確保方策」（見込量に対応して確保する提供体制）を定めます。

※本計画は、「第3期安来市子ども・子育て支援事業計画」を包含しており、本章で使用する「第2期計画」「第3期計画」とは「安来市子ども・子育て支援事業計画」を示しています。

### 1. 教育・保育の提供についての考え方

#### (1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を提供する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、提供区域を「市全域」とします。

#### (2) 提供についての考え方

##### 【教育・保育施設の一体的提供の推進】

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に係わらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。認定こども園においては、児童福祉と学校教育の両面から、こども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

##### 【幼稚園での預かり保育の充実】

共働きでも幼稚園を利用される場合は、1号認定を受けることができます。幼稚園でも、3～5歳児に対する預かり保育の充実（長時間化・通年化）を実施し、保育を必要とする3～5歳児のこどもの預かりニーズにこたえます。

##### 【インクルーシブ保育の実践】

障がいや特性のあるこどもが健全に健やかに成長してくよう関係機関と連携し、ひとり一人の特性にあった障がい児へのサービスや支援の充実を図るとともに、障がいのあるこどもを育てる保護者や家族の不安や相談の受け止めやサポートを行い、家族支援、保護者支援を行います。

保護者や保育施設から発達に関する相談を受け、こどもの状況に応じて専門スタッフによる支援や、他機関との連携による支援を行います。

##### 【教育・保育の質の向上】

質の高い教育・保育を提供するために、専門職としての必要な資質・能力を高めることができるよう、研修の充実を図ります。あわせて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置します。今後、増加が予想される外国人のこどもへの対応や第三者評価制度を活用し、質の向上に努めます。また、幼・保・小の連携及び情報共有を強化し、小学校生活への円滑な接続ができるよう支援していきます。

【産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用への支援】

産前産後休業、育児休業明けに仕事復帰を希望される保護者が円滑に保育施設を利用できるよう、産前産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供・ニーズの取得、相談支援等を行っていきます。

2. 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制

■認定区分について

区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の小学校就学前のこども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
対象施設	幼稚園・認定こども園	保育所(園)・認定こども園	

認定区分とは…子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育事業を利用するにあたっては、3区分からなる認定を市町村から受ける必要があります。認定区分は、年齢と保育の必要性によって、1号、2号、3号のいずれの区分に認定され、区分により利用できる施設が異なります。

■市内の施設一覧（幼稚園・保育所（園））

区分	施設名	運営	定員（単位：人）				備考	
			計	1号	2号	3号		
				3-5歳	3-5歳	1-2歳		0歳
幼稚園	安来幼稚園	公立	30	30				
	宇賀荘幼稚園	公立	29	29			休園中	
保育所（園）	安来保育所	公立	76		54	20	2	
	切川保育所	公立	38		30	8		
	あゆみ保育園	私立	40		22	12	6	

（令和6年4月現在）

■市内の施設一覧（認定こども園）

区分	施設名	運営	定員（単位：人）					備考
			計	1号	2号	3号		
				3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
幼保連携型 認定こども園	認定こども園荒島	公立	54	5	32	17		
	あかえこども園	私立	76	6	43	18	9	
	ふたばこども園	私立	116	6	60	35	15	
幼稚園型 認定こども園	島田こども園	公立	30	10	20			
	能義こども園	公立	60	50	10			休園中
保育所型 認定こども園	認定こども園飯梨	公立	45	5	23	12	5	
	認定こども園大塚	公立	46	5	26	15		
	認定こども園広瀬	公立	30	5	21	4		
	認定こども園比田	公立	25	5	10	8	2	
	認定こども園布部	公立	25	5	11	8	1	休園中
	認定こども園安田	公立	55	5	25	20	5	
	認定こども園母里	公立	49	5	26	10	8	
	認定こども園井尻	公立	25	5	10	9	1	休園中
	認定こども園赤屋	公立	25	5	10	9	1	
	やすぎこども園	私立	65	5	42	10	8	
	みゆきこども園	私立	106	6	65	30	5	
	城谷こども園	私立	126	6	70	38	12	
認定こども園 ひろせ保育園	私立	79	9	39	20	11		

（令和6年4月現在）

第2期計画の実績

■教育希望（1号・2号① 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号①								
	3-5歳	3-5歳								
①見込量	100	0	95	0	92	0	67	0	65	0
②確保方策	449	0	449	0	449	0	400	0	300	0
③利用数	64	0	61	0	52	0	46	0		
②-③	385	0	388	0	397	0	354	0		

■保育希望（2号②・3号 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳												
①見込量	722	428	156	688	460	156	660	493	156	672	455	155	704	455	155
②確保方策	722	472	156	688	506	156	660	534	156	672	470	170	704	470	170
③利用数	765	439	128	742	411	141	729	384	114	691	368	99			
②-③	-43	33	28	-54	95	15	-69	150	42	-19	102	71			

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

ニーズ調査の結果及び第2期計画の実績をもとに、算出しています。

また、安来市において2号認定①は、1号認定として取り扱っているため、見込量及び確保方策を1号認定に含めて算定しました。

【確保方策の考え方】

社会情勢をふまえ、見込量を上回る確保方策を設定し、待機児童ゼロを継続していきます。

■教育希望（1号・2号① 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①見込量	35	0	33	0	30	0	29	0	29	0
②確保方策	118	0	118	0	118	0	118	0	118	0
②-①	83	0	85	0	88	0	89	0	89	0

■保育希望（2号②・3号 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳												
①見込量	572	314	140	534	313	135	496	293	131	479	284	126	473	274	121
②確保方策	618	314	140	618	313	135	618	293	131	618	284	126	618	274	121
②-①	46	0	0	84	0	0	122	0	0	139	0	0	145	0	0

### 3. 地域こども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

#### (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

##### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。本市では、安来市子育て支援センター、つどいの広場、地域子育て支援センターどじょっこ、みゆきこども園、ふたばこども園の5カ所で開設しています。

##### 第2期計画の実績

単位：月当たりの平均利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	695	728	763	763	763
②確保方策	695	728	763	763	763
③利用数	378	342	324	380	
②-③	317	386	439	383	

##### 第3期計画の見込みと確保方策

##### 【見込量の算出方法】

第2期計画の実績をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

##### 【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：月当たりの平均利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	381	382	382	383	383
②確保方策	381	382	382	383	383
②-①	0	0	0	0	0

(2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

**事業概要**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

**第2期計画の実績**

■低学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
③利用数	6	5	5	4	
②-③	9	10	10	11	

■高学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
③利用数	1	1	2	2	
②-③	9	9	8	8	

**第3期計画の見込みと確保方策**

【見込量の算出方法】

ニーズ調査の結果及び第2期計画の実績をもとに、算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

■低学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	3	3	3	2	2
②確保方策	3	3	3	2	2
①-②	0	0	0	0	0

■高学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	3	3	3	2	2
②確保方策	3	3	3	2	2
①-②	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

**事業概要**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、リフレッシュしたい時などに、主として昼間において、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で乳幼児を一時的に預かる事業です。本市では、幼稚園・保育所（園）・認定こども園で実施しています。

(3-1) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

**第2期計画の実績**

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	4,674	4,454	4,271	1,871	1,871
②確保方策	4,674	4,454	4,271	2,300	2,300
③利用数	984	1,684	1,502	1,005	
②-③	3,690	2,770	2,769	1,295	

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

第2期計画の実績をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

また、2号認定①の預かり保育ニーズも含めて見込量及び確保方策を算定しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1,016	1,021	1,026	1,032	1,037
②確保方策	1,016	1,021	1,026	1,032	1,037
②-①	0	0	0	0	0

(3-2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

**第2期計画の実績**

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	2,632	2,656	2,692	1,138	1,138
②確保方策	2,632	2,656	2,692	2,000	2,000
③利用数	857	1,025	876	731	
②-③	1,775	1,631	1,816	1,269	

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

ニーズ調査の結果をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1,314	1,228	1,140	1,102	1,087
②確保方策	1,314	1,228	1,140	1,102	1,087
②-①	0	0	0	0	0

(4) 時間外保育事業（延長保育）

**事業概要**

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園等で保育を実施する事業です。本市においては、すべての保育所(園)、認定こども園で行っています。

**第2期計画の実績**

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	553	552	553	558	571
②確保方策	674	674	674	674	674
③利用数	567	612	568	537	
②-③	107	62	106	137	

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

これまでの実績をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

**【確保方策の考え方】**

幼児教育・保育の無償化によるニーズ増の可能性も踏まえ、見込量を上回る確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	523	516	509	502	495
②確保方策	628	628	628	628	628
②-①	105	112	119	126	133

## (5) 病児・病後児保育事業

### 事業概要

病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育等を実施する事業です。本市においては、病児保育を安来第一病院で、病後児保育を認定こども園ひろせ保育園で行っています。医療機関等と連携を図り、幼稚園・保育所（園）・認定こども園からの医療的な相談に対応していきます。

### 第2期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1,994	1,991	1,997	2,014	2,061
②確保方策	2,062	2,062	2,062	2,062	2,062
③利用数	30	96	95	42	
②－③	2,032	1,966	1,967	2,020	

### 第3期計画の見込みと確保方策

#### 【見込量の算出方法】

ニーズ調査の結果をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

#### 【確保方策の考え方】

見込量を上回る確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1,422	1,332	1,288	1,257	1,203
②確保方策	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151
②－①	729	819	863	894	948

## (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に専用のクラブ室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本市では地域を主体として、各小学校区（一部を除く。）で実施しています。

また、国において、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・子育ての推進を図るため令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が策定されました。これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進し、質の向上に資する取組を多角的に実施する必要があります。本市においても、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブを開設する場の確保、運営する人材の確保、適切な利用調整（マッチング）が求められています。

### 【放課後こども教室推進事業】

放課後こども教室を希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進し、継続的・安定的に運営をしていく中で、必要な連携方策等について検討していきます。

### （学校内における放課後児童クラブに関する方策）

小学校の余裕教室等の活用や、放課後子供教室と連携する放課後児童クラブと連携し、地域のこどもと共に過ごし交流する場を一体的に計画するなど、地域や保護者のニーズにあわせて必要な方策について検討していきます。

### （特別な配慮を要する児童への対応に関する方策）

放課後児童クラブで、特別な配慮を必要とする児童も安心・安全に生活ができるよう、専門の支援員等の配置を行うとともに、一人ひとりの状態を把握した上で、その状態に応じた必要な支援を行うよう努めます。

### （関係部局の連携に関する方策）

放課後児童クラブ及び放課後こども教室の関係部局が定期的に協議の場を持ち、総合的な放課後児童の居場所対策を進めます。

### （コミュニティ・スクールとの連携）

放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力について検討していきます。

### （放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組）

放課後児童クラブの開所時間は、各運営主体で定めていますが、保護者ニーズや運営主体の体制等を踏まえ、地域の実情に応じた開所時間となるよう協議を行っていきます。

【以下「放課後児童対策パッケージ」より抜粋】

(放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善・拡充)

安定的な運営を図るとともに、職員の安定的、継続的な関わりを促進する観点から、国の「加速化プラン」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員の拡充と、キャリアアップを応援する取り組みを検討していきます。(令和6年こども家庭庁予算案)

(質の向上に資する研修の充実等)

国の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」をふまえて、放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動の質の向上を図り、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に対する研修を検討していきます。

(学校外における放課後児童クラブに関する方策)

居場所や人材の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要があります。学校敷地外でも、地域のこどもと共に過ごし交流や・利活用できる居場所との連携や、施設整備の拡充について検討していきます。

**第2期計画の実績**

■低学年

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	440	443	437	437	418
②確保方策	400	455	455	455	455
③利用数	391	426	460	430	
②-③	9	29	-5	25	

■高学年

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	99	95	93	86	87
②確保方策	85	100	100	100	100
③利用数	106	120	122	93	
②-③	-21	-20	-22	7	

■合計

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	539	538	530	523	505
②確保方策	485	555	555	555	555
③利用数	497	546	582	523	
②-③	-12	9	-27	32	

## 第3期計画の見込みと確保方策

## 【見込量の算出方法】

該当年齢の推計数及びニーズ調査の結果をもとに、学年ごとに算出しました。

## 【確保方策の考え方】

第3期計画期間中において待機児童ゼロをめざし、確保方策の拡充を進めます。

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	609	568	539	495	451
1年生	181	145	155	128	117
2年生	162	163	130	140	115
3年生	132	124	125	100	107
4年生	66	67	63	63	50
5年生	44	43	41	39	39
6年生	24	26	25	25	23
②確保方策	609	609	609	609	609
②-①	0	41	70	114	158

## (7) 妊婦健康診査

### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本市においては、妊娠届出時に14回分の受診券を配布しています。

### 第2期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738
②確保方策	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738
③利用数	2,387	2,147	1,868	2,061	
②-③	1,351	1,591	1,870	1,677	

### 第3期計画の見込みと確保方策

#### 【見込量の算出方法】

出生数の推計に対し、一人当たり14回の健診受診を見込み算定しました。

#### 【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	2,170	2,100	2,030	1,960	1,876
②確保方策	2,170	2,100	2,030	1,960	1,876
②-①	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

**事業概要**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

**第2期計画の実績**

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	272	272	272	272	272
②確保方策	272	272	272	272	272
③利用数	205	192	147	175	
②-③	67	80	125	97	

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

国から示された算出手法に従い出生数の推計値を算出し、見込み量と確保方策としました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	155	150	145	140	134
②確保方策	155	150	145	140	134
②-①	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、アドバイス等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**第2期計画の実績**

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	50	50	50	50	50
②確保方策	70	70	70	70	70
③利用数	30	40	20	8	
②-③	40	30	50	62	

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

第2期計画の実績をもとに、算出しました。

**【確保方策の考え方】**

第3期計画時における確保体制を維持します。

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

**事業概要**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

**第2期計画の実績**

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	16	16	16	16	17
②確保方策	16	16	16	16	17
③利用数	0	0	4	0	
②-③	16	16	12	16	

【参考データ：第2期】

単位：年当たりの利用実数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	0	0	1	0	

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

年の延べ利用回数から、国から示された算出手法に従い算出しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業

**事業概要**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、アドバイス等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

**第2期計画の実績**

単位：実施箇所数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
③実施数	1	1	1	1	1
②-③	0	0	0	0	0

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

市全域を対象に利用ニーズを十分に満たせる箇所数を想定し、算出しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター“ぴっこりに”」を設置します。

単位：実施箇所数

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

## (12) 妊婦等包括相談支援事業

### 事業概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

### 第3期計画の見込みと確保方策

#### 【見込量の算出方法】

妊娠届出数をもとに3回実施すると仮定し、国から示された算出手法に従い算出しました。

#### 【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①見込量	465	450	435	420	402	
②確保方策	こども家庭センター	465	450	435	420	402
	こども家庭センター以外	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	

※第3期計画より掲載する事業です。

(13) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

**事業概要**

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、保育所や認定こども園に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを養育する家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。安来市では令和8年度から実施します。

**【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保】**

教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報共有が図れるよう支援する。

教育・保育施設で実施している子育て支援センター等の催しにより、施設利用を体験する機会を提供するほか、一時預かり事業の周知や満3歳以上も利用可能な施設を適切に周知・案内していくことで、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

受入れ対象年齢の未就園児数の推計をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量と同数の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：一日当たりの必要定員数

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①見込量	-	3	3	3	3
	②確保方策	実施せず	3	3	3	3
②-①		-	0	0	0	0
1歳児	①見込量	-	2	2	2	2
	②確保方策	実施せず	2	2	2	2
②-①		-	0	0	0	0
2歳児	①見込量	-	1	1	1	1
	②確保方策	実施せず	1	1	1	1
②-①		-	0	0	0	0

※令和8年度より開始する事業のため、第2期計画の実績はありません。

## (14) 産後ケア事業

### 事業概要

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業です。

### 第3期計画の見込みと確保方策

#### 【見込量の算出方法】

出生数の推計をもとに国から示された算出手法に従い算出しました。

#### 【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	150	145	140	135	130
②確保方策	150	145	140	135	130
②-①	0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

## (15) 子育て世帯訪問支援事業

### 事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 第3期計画の見込みと確保方策

#### 【見込量の算出方法】

利用ニーズのある保護者及びその児童数と、国から示された算出手法に従い算出しました。

#### 【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延日数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	5	5	5	5	5
②確保方策	40	40	40	40	40
②-①	35	35	35	35	35

※第3期計画より掲載する事業です。

(16) 児童育成支援拠点事業

**事業概要**

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

利用ニーズのある保護者及びその児童数と、国から示された算出手法に従い算出しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

(17) 親子関係形成支援事業

**事業概要**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

**第3期計画の見込みと確保方策**

**【見込量の算出方法】**

利用ニーズのある保護者及びその児童数と、国から示された算出手法に従い算出しました。

**【確保方策の考え方】**

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

#### 4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っていきます。